

京都府地域交響プロジェクト交付金 被災地支援プログラムに係るQ&A

【令和5年8月22日版】

全般について

Q1：どのようなプログラムですか

- ・ 令和5年台風第7号による被害に対し、NPOや自治会等の非営利団体が実施する、府内被災地及び被災者への支援活動に係る費用を支援するものです

Q2：対象期間はいつですか

- ・ 令和5年8月14日から9月30日までに府内で実施した支援活動が対象です

Q3：申請の受付は、いつからですか

- ・ 現在、申請様式等について調整中です
- ・ 9月上旬から申請受付を始める予定ですので、資材購入等の領収書やレシート、活動の様子がわかる写真等をご準備の上、しばらくお待ちください
- ・ 申請書類の提出締切日についても、その際に公表します

Q4：すでに作業が完了している場合は、対象となりますか

- ・ 支援活動後に実績報告を兼ねて交付申請していただくこととしていますので、実施済みの活動が対象となります

Q5：台風による被害発生日以前の支出については対象となりますか

- ・ 災害救助法適用日（8月14日）以降に生じた経費を対象とし、それ以前に予防的に支出したもののについては対象としません

Q6：対象となる事業費の上限はいくらですか

- ・ 対象となる事業費の上限は、30万円です

Q7：30万円を超える事業の場合も、対象となりますか

- ・ 30万円を超える事業も申請いただけますが、交付金は対象経費のうち30万円までです

Q 8 : 対象事業費に対する補助率は、どのくらいですか

・ 支援活動場所により補助率が異なります

<京都市以外> 京都府 2/3 + 市町村振興協会 1/3 30万円以内

<京都市内> 京都府 2/3 20万円以内

Q 9 : 資材等の購入前に交付金を受け取ることはできますか

・ 本交付金は、支援活動実施後にレシートや領収書を添付のうえ交付申請いただきますので、事前に交付金を受け取ることはできません

対象団体について

Q 1 : 交付対象者となるのはどのような団体ですか

- ・ 自治会・ボランティアグループ・NPO・PTA等の非営利団体です
- ・ 団体の所在地が、京都府外の場合でも、府内被災地での活動については対象となります
- ・ 個人・営利企業等は、対象外です

Q 2 : 同一団体が、活動地域等を変え、複数回申請することはできますか

- ・ 本交付金において、1団体1回のみ申請が可能です
(複数地域での活動をまとめて申請いただくことは可能です)
- ・ 代表者や一部構成員を変更した場合でも同一団体とみなします

Q 3 : 他の補助金にも申請していますが、重複して申請できますか

- ・ 他の補助金を充当している経費については、本交付金において重複して申請することはできません

Q 4 : 同一構成員が、複数の団体において団体構成員となることはできますか

- ・ 同一の構成員が、複数の団体において団体構成員となることは可能です

対象事業・経費について

Q1：どのような活動が対象となりますか

- ・災害で発生した土砂・がれきの撤去
(団体や地域住民共助による支援活動を行う上で、人力では対応が不可能なため、やむを得ず外部業者等に外注する場合も対象とします)
⇒ 地域住民等の活動が全くない、外注のみの事業は対象外です
- ・被災家屋等の清掃作業
- ・被災地への支援物資の発送(個人へ給付する物資等の購入費は対象となりません)
- ・被害者への心理ケアの実施 など

Q2：「チャリティーコンサート」等、寄付金を集めるための活動は対象となりますか

- ・直接、被災地や被災者を支援する活動ではないため、対象外です

Q3：どのような経費が対象となりますか

- ・ブラシ・スコップ等の資材や軍手・長靴等の消耗品代
- ・がれき搬送用のトラック等の借上料・燃料費
- ・ボランティア保険料・ボランティア募集チラシの印刷代
- ・専門家への謝礼や被災地への交通費
- ・団体や地域住民共助による支援活動を行う上で、人力では対応が不可能なため、やむを得ず外部業者等に委託する外注費等

Q4：地域住民や学生等に作業をお願いしましたが、日当やアルバイト代を対象経費にできますか

- ・日当やアルバイト代等の人件費は、対象外です
- ・心理ケアの医師等、専門家の派遣等については、外部講師等謝金として対象となります

Q5：専門性を有する事業協力者への謝金は、いくらまでが対象となりますか

- ・謝金は、専門性(資格等)を有する事業協力者にのみ対象となります
- ・謝金の単価上限は、1時間当たり1万円、1日当たり5万円までです
- ・団体構成員への謝金の場合は、対象期間中1人当たり5万円までが対象経費となります

Q6：謝金総額の上限はありますか

- ・謝金は、対象経費の合計の1/3以内が上限です
*対象となる事業費が、30万円の場合、謝金は10万円以内です

Q 7：ボランティア等に、飲み物を出したいのですが対象経費となりますか

- ・原則として食糧費は対象外ですが、熱中症予防等、健康保持のための飲料等は対象となります（例：スポーツ飲料水、塩タブレットなど）

Q 8：ボランティアツアーを主催して被災地に行く場合の参加者交通費は対象ですか

- ・団体構成員及び団体のボランティアスタッフに対する旅費は、交通費実費の範囲で対象経費となります
- ・ツアー参加者については、自費で自ら現地に行く旅費は、対象外です
- ・バス等を借り上げてボランティアツアー事業を実施する場合の、バス等の借上料・高速代については対象経費となります
- ・ツアー参加者から参加費を徴収する場合は、旅行業法違反となる可能性があるため、十分に留意してください

Q 9：団体構成員が被災地に行くための旅費に上限はありますか

- ・旅費は原則、公共交通機関利用の実費相当額が対象となります
- ・団体構成員への旅費の上限は、総額 10 万円までです

Q 10：廃棄物の処分費用は対象ですか

- ・団体が支援活動を行うにあたって支払った処分経費の場合は、産業廃棄物や家電リサイクル料も含めて対象とします

Q 11：高圧洗浄機等、5 万円以上の備品購入は対象ですか

- ・支援活動に直接必要な備品を購入する際の経費や機械の修繕については対象とします
- ・水害等によって使えなくなった機器類を単に買い直しや修理するものは対象外です

Q 12：土砂の移動等で、地域住民が所有するトラック等での輸送に係る燃料費は対象ですか

- ・被災地支援活動の実績（活動内容や領収書の日付等）から活動に用いた分が明らかに区別できる場合は、経常的な経費と区分できるものとして燃料代を対象とします
- ・個人から車両を借り上げた場合は、一般にレンタカー会社等でレンタルした場合の費用と比較して妥当な金額であるか確認を行います

Q 13：外注費の上限額はありますか

- ・本交付金の他のプログラムでは、外注費の上限額は対象経費の 1 / 2 以内ですが、被災地支援プログラムでは、この規定は適用しません ⇒ 1 / 2 以内の制限なし

Q 1 4 : 被災した個人宅等を地域住民等が活動の中で修繕した場合の材料費は対象ですか

- ・ 個人所有物に付加価値をつける場合は、原則対象とできません
- ・ 扉の取替等専門業者への工事発注等の委託料は対象としませんが、緊急対応として地域住民等が協力して行う応急処置については、その作業に要する材料費は対象経費とします

Q 1 5 : 被災地で行う炊き出し事業の対象経費の範囲はどうですか

- ・ 炊き出し事業については支援対象となりますが、食材（食糧費）は対象となりません
- ・ 支援活動のための旅費やその他（鍋やガスコンロ等）活動に要した消耗品の購入経費等は対象となります

Q 1 6 : 被災者への支援物資送付に係る対象経費の範囲はどうですか

- ・ 生活物資等の送付事業については、送付に要する費用のみを対象経費とし、個人給付となる送付物の購入費は対象経費としません

Q 1 7 : ボランティア作業後に銭湯等で入浴した際の入浴料は対象となりますか

- ・ 被災地支援活動においては、ボランティアの健康管理や衛生上の観点からも作業実施後の入浴は必要なものと認められることから、入浴も対象経費に含まれるものとします
- ・ 入浴料（タオル等消耗品の購入・レンタルを含む）も団体が支払う場合は、個人給付でなく事業の必要経費として取り扱います

申請方法等について

Q 1 : どこに申請すればよいですか

- ・ 申請は、次の窓口に郵送又は持参により提出してください
 - 団体の所在地がある市役所・町村役場又は広域振興局に提出してください
 - 団体の所在地が京都市内の場合は、京都府文化生活部文化生活総務課府民協働係に提出してください
 - 団体の所在地が京都府外の場合は、活動された地域の市役所・町村役場又は広域振興局に提出してください
- ・ 申請様式等は、9月上旬に公表します

Q 2 : 領収書等の証拠書類等が残っていない場合、当該経費を対象とすることは可能ですか

- ・ 領収書やレシート等が残っていないなど、支払実態が確認できない場合については、対象とできません
- ・ 対象とするためには、領収書の再発行等が必要です
- ・ 実績報告にあたり、必ず写真等活動実績がわかる資料を添付してください

Q3：申請にはどのような書類が必要ですか

- ・ 交付申請書兼実績報告書
- ・ 収支決算書
- ・ 支出内訳兼領収書一覧表
- ・ 領収書（宛先・実施日・内訳・単価等を明記）＜写しでも可＞
- ・ 事業実施状況がわかる活動写真等
- ・ 口座振替依頼書・通帳の写し
- ・ 定款・会則等
- ・ 団体構成員一覧表

Q4：隣組単位でがれき等の撤去作業を行うが、会則等がない場合、どうすればよいか

- ・ 被災地の住民自らが任意の集まりにより復旧作業等を行う場合で、会則等がないときは、別紙様式の「誓約書」（9月上旬に様式提示予定）により、代えることができます
- ・ NPOやボランティアグループ等の団体の場合は、定款・会則の提出をお願いします

問合せ先について

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| ・ 京都府 文化生活部 文化生活総務課（府民協働係） | 電話 075-414-4453 |
| ・ 山城広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課 | 電話 0774-21-2049 |
| ・ 南丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課 | 電話 0771-24-8430 |
| ・ 中丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課 | 電話 0773-62-2031 |
| ・ 丹後広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課 | 電話 0772-62-4300 |